

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続はお済みですか

◆ 労働保険とはこのような制度です

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といわれます。）と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われますが、保険料の徴収等については、原則的に、一体のものとして取り扱われます。

労災保険は、労働者が業務上または通勤途中で負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険は、労働者が失業した場合、失業給付を支給して生活の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、雇用機会の拡大、雇用構造の改善、労働者の能力の開発・向上、高齢者や育児・介護をする労働者の雇用継続の支援などの事業も行っています。

◆ 労働保険は、強制保険です

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば、原則として適用事業となりますので、事業主は労働保険に加入しなければなりません。パートタイム労働者についても、一定の要件を満たせば雇用保険の被保険者となります。

現在、労働保険の未手続事業に対しては「労働保険未手続事業一掃対策」を実施しており、行政からの再三にわたる加入手続指導によっても加入手続を取らない事業主に対しては、職権による加入手続も視野に入れて取り組んでいます。

◆ 労働保険の加入手続は

加入手続は、最寄りの労働基準監督署、またはハローワーク（公共職業安定所）でお願いします。

加入手続等の事務処理が煩わしいとお考えの事業主の方は、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体である労働保険事務組合や社会保険労務士に事務処理を委託できる制度もありますので、ご利用ください。

詳しくは、労働基準監督署またはハローワーク（公共職業安定所）まで

宮崎労働局労働保険徴収室 Tel 0985-38-8822

労働保険の手続はお済みですか

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、適用促進の広報活動や加入手続指導に集中的に取り組んでいます。

労働保険未手続の事業主は、自主的に加入手続きをしましょう。

加入手続きは、最寄りの労働基準監督署または、ハローワークへご相談ください。

宮崎労働局 労働保険徴収室 Tel0985-38-8822

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続はお済みですか

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した言葉です。

労災保険は、労働者が業務上または通勤途中で負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付等を行うものです。

雇用保険は、労働者が失業した場合、失業給付を支給して生活の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付等を行うものです。

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険であり、労働者を1人でも雇っていれば、原則として適用事業となり、事業主は労働保険に加入しなければなりません。パートタイム労働者についても、一定の要件を満たせば雇用保険の被保険者となります。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、適用促進の広報活動や加入手続指導に集中的に取り組んでいます。

加入手続は、最寄りの労働基準監督署、またはハローワーク（公共職業安定所）へご相談ください。

加入手続等の事務処理が煩わしいとお考えの事業主の方は、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体である労働保険事務組合や社会保険労務士に事務処理を委託できる制度もありますので、ご利用ください。

宮崎労働局 労働保険徴収室 Tel0985-38-8822